Weekly コラム

令和5年10月17日

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 2-1

船場センタービル4号館4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑚と親睦を通じて、 斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその 事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

インボイス登録 課税法人の95%が申請

今年10月に始まる消費税のインボイス制度について、3月末までに法人の消費税課税事業者のうち95%が登録申請をしたことが分かりました。インボイス制度では登録事業者でなければ税額票(インボイス)を発行できず、仕入税額控除を受けることができません。そのため、引き続き税額控除を行うためにほとんどの課税事業者が登録申請を行っている状況です。

国税庁がまとめたデータによれば、今年3月末時点でのインボイス制度への登録実績は、法人が182万8千件でした。そのうち課税事業者が168万1千件と、課税事業法人の約88%に当たります。申請ベースでみると割合は95%まで上がり、ほぼすべての課税事業法人がインボイス制度に登録するかたちになります。

一方で個人事業者を見ると、3月末までの登録実績は85万6千件、課税事業者だけに絞ってみても57万5千件で、これは全課税事業者のうち約53%に過ぎません。3月末の駆け込み申請が多かったようで、申請ベースをみると割合は約75%まで増えますが、課税事業者であっても4人に1人がインボイス登録を見合わせている状況です。

また免税事業者から課税事業者へ転換する個人事業者は3月末時点で28万1千件ありました。零細事業者も多いため免税事業者の実数を把握するのは困難ですが、それでも

約150万件の課税事業者への転換が見込まれていることからすると、対応が遅れている状況といえそうです

もともとインボイス制度では、今年10月の制度開始 に間に合わせるためには3月末までの登録が必須と されていました。しかし申請ペースが上がらないことを 受けてスケジュールが見直され、現在では直前の 9月末までであれば、制度開始と同時にインボイス事 業者となれることが決まっています。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。